

て、当初の想いと現実の中で矛盾する事態に往々にして悩まされる。

しかし、そもそも同様

の想いで設立し日常運営に協力・協同しつつある労働者との関係は何ら変わらないはずである。

従って、外的には資本者性を持つ事業家の如く振舞い、内的には労働者性、特に労働者の心をどうもどらまえなければならない。いわゆる一面性をもちながらも、本質的には労働者性を失ってはならない。

この経営に対して経営権・人事権を労働組合は求めていらない。しかし経営側が、当初の同志的立場と異なる経営権・人事権の権利固執をするならば、労働者から見れば変質したとみられるのは当然であろう。

更に注意せねばならぬのは、管理職をいたずらに増員し、経営側の人的領域を拡大せぬ事である。それは管理職と労働者（組合員）の人数的対立の因となる。経営的立場にある者と管理職の立場の者の野合が、自覚なきまま経営と労働者として分断、対立すれば、それはそのまま身分的・人格的差別となり、本質的に労働者ばかりで構成する組織であるにも関わらず労・労対立を生み出す

権の権利固執をするならば、労働者から見れば変質したとみられるのは当然であろう。

更に注意せねばならぬのは、管理職をいたずらに増員し、経営側の人的領域を拡大せぬ事である。それは管理職と労働者（組合員）の人数的対立の因となる。経営的立場にある者と管理職の立場の者の野合が、自覚なきまま経営と労働者として分断、対立すれば、それはそのまま身分的・人格的差別となり、本質的に労働者ばかりで構成する組織であるにも関わらず労・労対立を生み出す

主義の悪しき支配者構造を踏襲した事にもなる。我にありと主張したり、

こうした労働者事業に

定まで破棄することが如

然であつ。

おいては、労働者は労働者的自覺によって日常的職場での職務遂行義務が

あり、労働者側が経営の立場にある者の相談に同

志的立場に立って応じ、協力者となるべきである。

労働者事業がもともとは一体の労働者的立場に

あつた者の発展的事業形態であるとすれば、松浦

診療所で当初おこなわれていたような職員会議に

よる経営内容や人事の相談は当然のことだと言え

る（以上、抜粋の要約です）。

間違った権利の主張に

よって、警察権力や訴訟に依拠し、進歩的弁護団や地域労働組合との対立

につながるような現在の南労会方針が、如何に弁明しようとも社会悪・労働者弾圧に手を染めていくことを自覚し、早急に攻撃行為を撤回し、紛争解決へふみきるべきである（以上、抜粋の要約です）。

経営側は労働組合が結して、経営権や人事権が

主張を理由に労使協

議にありと主張したり、

この主張を理由に労使協

議にありと主張したり、

この主張を理由に労使協

【南労会支部】

組織を強化拡大し、階級的労働運動の発展をめざそう！